



西田成希税理士事務所

# 事務所だより 4月号

春暖の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス、『志村けん』さんも犠牲になりました。3/23に新型コロナウイルス検査陽性の判定が出て、3/30の訃報です。判定からたった6日間でした。お悔やみ申し上げます。致死率はそれほど高くないですが、明日は我が身かもしれません。怖いウイルスという事が分かりました。



私の周りでは、直接の友人ではないのですが、イタリアの友人の関係者が亡くなったとの連絡もありました(まだ40代です)。パニックになってはいけませんが、日本も少し危機感を持つ必要があると思います。

危機感といえば、ビジネスは本当に危機です。今年は、オリンピックイヤーという事で景気の浮揚するのでは、と期待していたのですが、新型コロナウイルスの影響で、あらゆる需要が一瞬で消し飛んでしまいました。「1ヶ月我慢すれば」という状況であれば、頑張れるのですが、先が見えないのが本当に辛いところです。

資金繰りは大丈夫でしょうか? 政府は、新型コロナウイルス対策で特別貸付けを用意しました。大きく2つです(具体的には『経済産業省』のホームページをご覧ください)。一つは、信用保証。銀行からの借入について保証協会が優先して保証する、というものです。これにより、銀行からお金を借り易くなります。

もう一つは、国民生活金融公庫と商工中金による無利子・無担保融資です。無利子は、から

くりがあって、最長3年間です。いったん利子を払い、後から利子補給という形で返還を受けます。これらの制度を活用して何とか乗り切りたいところです。ただし、借入ですので「返さないといけない」ということは、重々お考え下さい。なお、制度の利用には、売上の減少などの要件があります。書類作成をお手伝いしますので、その際はご相談ください。

私は、今回の新型コロナウイルス後は、経済の構造がガラッと変わって思っています。おそらく今までの商売のやり方は、厳しくなると思います。テレワークが進む、実店舗の意味、消費者の行動、今までと変わってきます。5Gも開始されました。何か『強味』を作って、その『強味』を武器にして新たな需要を作り

こうなったら神頼みです。泉大津市の「助松神社」。菅原道真公を祀っています。(社殿を写し忘れました(>\_<))

吹田市の「垂水神社」。写真は、境内にある垂水の滝です。奈良時代の干ばつの際に、この水を送ったことが神社の由来です。(社殿の写真が(T\_T))



出せるかどうか。そういう企業でないと生き残れないかもしれません。この機会に自社・自分の『強味』を本気で考えてみてください。考える時間はたくさんあると思います。

もう一つ、新型コロナウイルス後は、管理社会がさらに進むと思います。政府が検討している10万円の給付、これはマイナンバーと紐づけで実施されるでしょう。政府にとっては、念願のマイナンバーカードの普及が進みます。管理社会へと一歩進むことができます。

マイナンバー、悪いことばかりではないのです。ただ、安全かつ適正な運用をしてもらいたい、それを期待しています。

では、事務所だより4月号をお送りします。明るい話題がなかなか…(^\_^;)。

☆ お知らせ (2020年4月の税務)

期限	項目
4月10日	3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4月15日	給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)
4月30日	公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
	2月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	8月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
軽自動車税(種別割)の納付(4月中において市町村の条例で定める日)	
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付(4月中において市町村の条例で定める日)	
固定資産課税台帳の縦覧期間(4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)	
固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等)	

## ☆ 暴力団の収入に課税できる？

傘下組織から集めた上納金をめぐり約 3 億円を脱税したとして所得税法違反の罪に問われている特定危険指定暴力団トップに対する控訴審判決が福岡高裁であり、裁判長は懲役 3 年、罰金 8 千万円とした一審判決を支持し、被告の控訴を棄却しました。

争点となったのは、暴力団の「上納金」が個人の所得に当たるか否かです。被告は、地元の企業や飲食店から得たみかじめ料や違法薬物の密売で得た収入を、傘下組織の幹部らを通して運営費名目で納めさせ、そのうち約 500 万円を親族らの口座に送っていました。2010 年から 2014 年に集められた上納金のうち、約 8 億 9 千万円を個人の収入として得ましたが、税務署に申告せず、約 3 億 1,900 万円を脱税していました。これに対し被告は、「口座の金は全て組織のもので、個人の所得ではない」と主張しました。

裁判長は判決理由で、建設業者から集めた上納金が被告など最高幹部に一定比率で配分されていたことなどをもって「明確な目的や法則に沿って継続的に管理されていた」と指摘。その上で、現金を振り分けている姿を見たという関係者の証言も信用できるとして、「実質的には被告に帰属する（所得）と認められる」と一審の判決を支持しました。

暴力団の上納金システムは、覚醒剤などの違法収益や、歓楽街の飲食店の経営者から巻き上げたみかじめ料などがいったん配下組織に集められ、それらの金が上納される仕組みとなっています。会社や人格のない社団などであれば利益には法人税が課されますが、暴力団はそのどちらでもないため、脱税うんぬん以前にそもそも納税義務がありません。また個人の所得として見ても、上納金を不動産購入や飲食費として私的に使えば個人所得とみなされて所得税が課税されますが、運営経費として使われる限りは、町内会や P T A と同様に課税されることはありません。ここに裏社会特有の資金の流れの不透明さが重なった結果、暴力団の上納金は長年、国税にとっても簡単に手を出せない領域となっていました。これで一つメスが入りました。

## ☆ 国民負担率が過去最高？！

所得に占める税金と社会保障費の負担割合を示す「国民負担率」が、2020 年度に過去最高の 44.6% となる見通しであることが財務省の報告で分かりました。昨年 10 月の消費増税で負担が増しているためで、2018 年度から下降した 2019 年度と比べて 0.8 ポイントの上昇となります。

財務省の推計によると 2020 年度の租税負担率は 26.5%、社会保障負担率は 18.1% となります。合計した負担率 44.6% は、2018 年度の 44.1% を抜いて過去最高となります。10 年前と比べると 7.4 ポイントも増加する見通しで、国民の負担はますます重くなるばかりです。

この国民負担率 44.6% は、将来世代へ先送りしている財政赤字の負担を考慮したものではありません。国の借金を国民が肩代わりする分をも含めた「潜在的国民負担率」は 2020 年度

には 49.9% となる見通しです。財務省の推計通りとなれば過去 3 番目の負担率になります。

なお国民負担率を先進諸国と比較すると、約 70% のフランスや 60% のスウェーデンなど「高福祉国家」よりも低く、アメリカの 30% 台よりは高い水準となっています。

## ☆ スマート税務行政とチャットボット

## ◆ スマート税務行政とは

スマート (smart) とは、活発な、賢明な、という意味で、最近の標語の「超スマート社会」は、サイバー空間と現実社会が高度に融合した社会として、ロボット、人工知能、ビッグデータ、I o T などを駆使する未来像のことです。

国税庁は、スマート税務行政の実現に向けてとして、この 1 月から「チャットボット (chatbot)」の導入を始めました。チャットボットとは対話 (chat) とロボット (bot) という 2 つの言葉を組み合わせたもので、対話を行うロボットのことで、

## ◆ チャットボットに誘う入口

国税庁のホームページに行くと、チャットボットに誘う入口が案内されています。現在のチャットボットは試験導入で、電話相談や訪問相談の代替措置として、税務当局側の人員不足や繁忙期における円滑な対応についての課題解決を図るため、土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、導入するものとされています。

試験導入では、令和元年分の所得税の確定申告のうち、医療費控除や住宅ローン控除、ふるさと納税などの各種控除を中心に、給与収入や年金収入がある方の「よくある質問」に対応しています。

## ◆ 税務相談を担当している「ふたば」

「ふたば」という名前のついたチャットボットの画面では、次のように展開されていきます。

- ① アイコンをクリックするとチャットウィンドウが開く。
- ② チャットウィンドウに質問を入力すると、A I が自動回答する。
- ③ 適切な回答ができないような質問をされた場合は、A I からチャット上にメニューボタンが複数表示されることによる逆質問で、質問内容を補完する。

今後は、相談事例を蓄積して、回答範囲を拡大していく予定としていますが、ロボット自身も、自己学習を積み重ねていくでしょうから、ゆくゆくはベテランの電話相談員のような対応ができるようになるのだと期待されます。

チャットボットの画面でも、利用者の意見により改善を進め、A I (人工知能) の学習を行うことで、回答の精度が向上していきます。最初は、うまく答えられない質問もあるかもしれませんが、温かい目で成長を見守ってください、とメッセージしています。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号  
電話 090-7490-7396  
F A X 0797-78-6488